

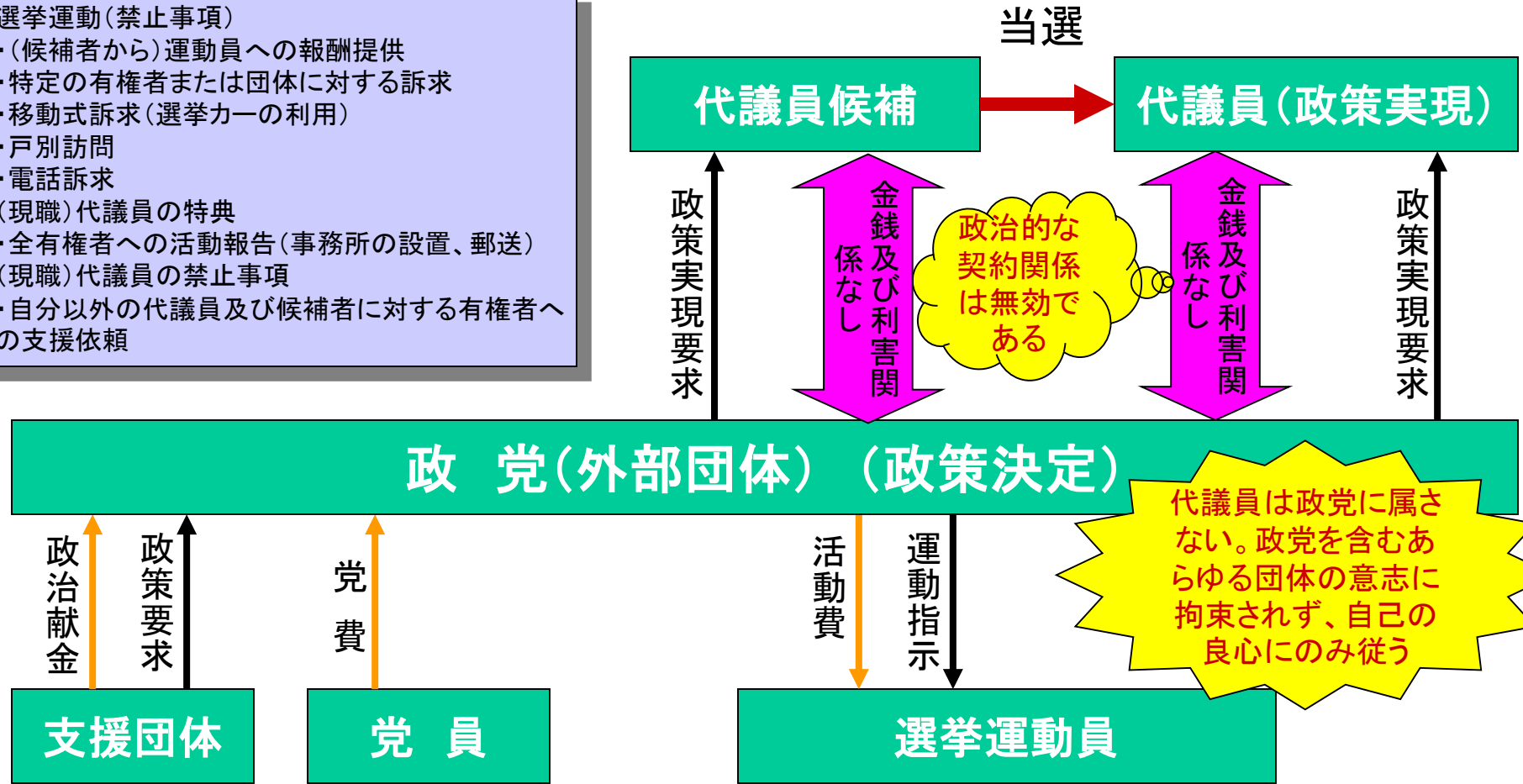
政党と代議員

選挙運動(禁止事項)

- ・(候補者から)運動員への報酬提供
- ・特定の有権者または団体に対する訴求
- ・移動式訴求(選挙カーの利用)
- ・戸別訪問
- ・電話訴求

(現職)代議員の特典

- ・全有権者への活動報告(事務所の設置、郵送)
- ## (現職)代議員の禁止事項
- ・自分以外の代議員及び候補者に対する有権者への支援依頼



代議員候補者は政党に属することは可能であるが、立候補と同時に政党を離れる。代議員は代議員同士で構成されている「政治クラブ」等に属する場合はある。その目的はあくまで、政党を含む外部団体が政治的な影響を及ぼすことを防ぐことにある。

候補者個人は、特定の団体に対して支援を求めることは認められない。

またその特定団体が、該当の代議員に資金を提供することも違反である。

即ち代議員から見て、政党は選挙運動を勝手にやっているようみなされる。

要は、代議員が政党を含む外部団体の圧力を受けずに政務をこなせる環境を維持するために、法改正が求められる。